

大口町災害廃棄物処理計画

大口町
令和3年3月

目 次

第1章 総則	1
第1節 本計画策定の趣旨	1
1 背景	1
2 本計画の目的	1
3 本計画の位置付け	2
第2節 対象とする災害等	4
1 対象とする災害	4
2 対象とする災害廃棄物	8
3 災害廃棄物の発生量の推計	10
4 災害廃棄物処理の流れ	11
5 本計画の見直し	11
第2章 災害廃棄物処理計画の基本方針	12
第1節 基本方針	12
第2節 組織体制、連絡及び協力体制	13
1 災害廃棄物対策班と業務	13
2 段階的業務の概要	18
3 協力・支援体制	20
4 住民等への広報	24
第3章 災害廃棄物の処理	25
第1節 災害廃棄物処理の基本方針	25
第2節 災害によって発生する廃棄物の処理	25
1 災害廃棄物発生量の種類別推計	25
2 災害廃棄物の処理フロー	26
3 その他廃棄物の種類、処理方法	27
第3節 災害廃棄物の仮置場	28
1 仮置場必要面積	28
2 仮置場の候補地の選定	30
3 仮置場の配置等	31
4 災害廃棄物搬入ルート及び搬入方法	31
5 仮置場の運用	31
6 仮置場の火災対策	33
第4節 水害によって発生する廃棄物処理の基本方針	34
第5節 生活ごみ・避難所ごみの処理	35
1 生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針	35
2 処理施設	35
3 ごみの発生量	36
4 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制	38
5 ごみ収集車の想定必要台数算出方法	39

第6節 適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針	40
1 処理困難物の処理先等	41
2 損壊家屋等の解体・撤去の基本方針	43
3 解体・撤去の手続	44
4 貴重品・思い出の品	45
第7節 し尿処理の基本方針	46
1 し尿の発生量・収集	46
2 し尿の運搬体制・処理	47
第8節 環境対策	48

第1章 総則

第1節 本計画策定の趣旨

1 背景

わが国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土です。南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震（以下「南海トラフ地震」という。）が起きる確率は70～80%程度と予測されており、本町域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。また、近年気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫等の災害リスクも高まっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年3月には、環境省において、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するための「災害廃棄物対策指針」が策定され、愛知県では平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」が策定されました。また、平成30年3月には、熊本地震等の近年の災害の知見をもとに「災害廃棄物対策指針」が改定されています。

2 本計画の目的

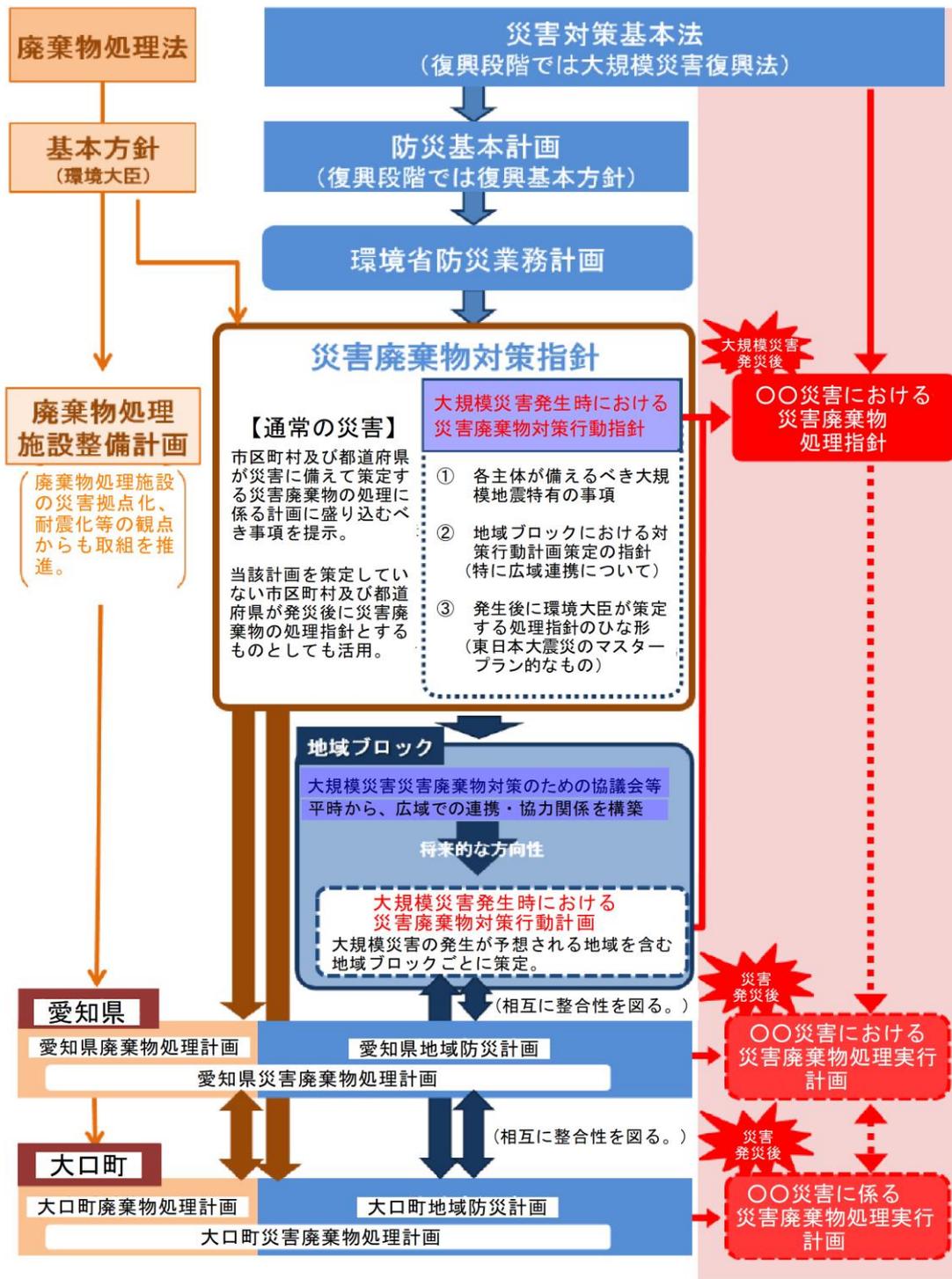
このような背景を踏まえ、本町においても災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれきなど）の処理を適正かつ円滑に実施するために、「大口町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

なお、大口町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）では、本計画で被害想定する海溝型地震である南海トラフ地震のほかに内陸直下型大地震である濃尾地震を想定しています。こちらの災害廃棄物についても、本計画を基本として対応することとします。

3 本計画の位置付け

(1) 災害廃棄物処理計画

環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するもので、地域防災計画と「愛知県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、必要な事項を示したものであり、その位置付けは図1-1のとおりです。



「災害廃棄物対策指針・改定版（平成30年3月、環境省）」を基に大口町作成

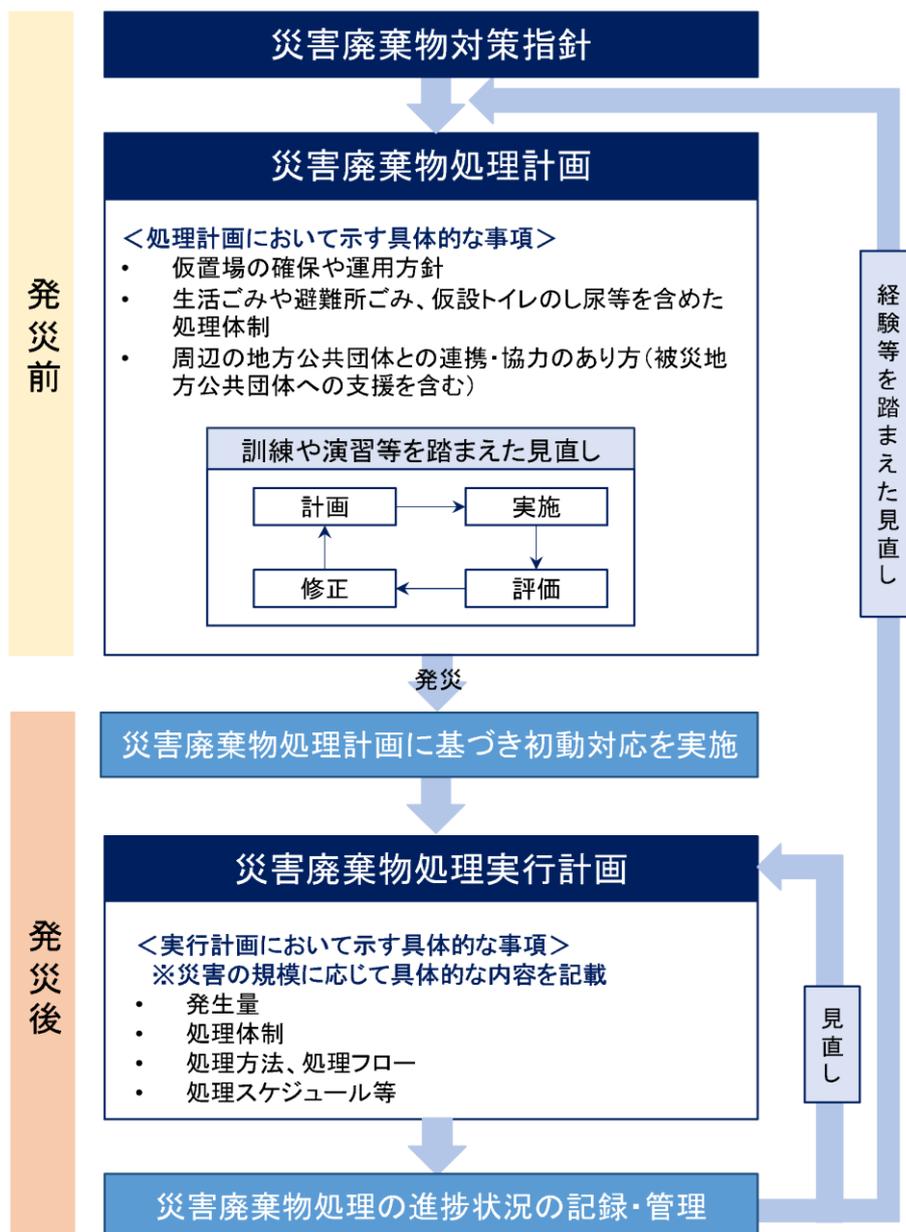
図 1-1 本計画の位置付け

(2) 災害廃棄物処理実行計画

発災後、本町は本計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、愛知県の技術的助言を受け災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定します。

実行計画には、地方公共団体の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示します。

また、処理の実施状況を適宜反映して、実行計画の見直しを行います。
本計画と実行計画の位置付けは、図1-2 のとおりです。



出典：災害廃棄物対策指針・改定版（平成30年3月、環境省）

図 1-2 本計画及び実行計画の位置付け

第2節 対象とする災害等

1 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とします。

表1-1 対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化、急傾斜地崩壊等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、集中豪雨等による多量の降雨により生ずる洪水、河川・内水氾濫等の被害を対象とする。

(1) 想定する地震・震度

本計画の地震災害については、愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、平成27年12月に愛知県防災会議で示された南海トラフ地震の「過去地震最大モデル^{※1}」を想定災害とします。

表1-2 想定する地震

地震		説明
海溝型地震	南海トラフ地震 (過去地震最大モデル)	南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生した宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震 ^{※2} を重ね合わせた地震
	南海トラフ地震(参考) (理論上最大想定モデル陸側ケース)	南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震
内陸直下型地震	濃尾地震(参考)	1891年(明治24年)に発生した濃尾地震の再来を想定したマグニチュード8クラスの地震

※1 南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル。

※2 宝永地震・・・1707年(M8.6)
安政東海地震・・・1854年(M8.4)
安政南海地震・・・1854年(M8.4)
昭和東南海地震・・・1944年(M7.9)
昭和南海地震・・・1946年(M8.0)

表1-3 想定する震度

	最大震度
愛知県	7
大口町	5強

出典：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
(平成26年5月(平成27年12月修正)、愛知県防災会議地震部会)

(2) 想定する被害

本町における南海トラフ地震の被害想定は、表1-4のとおりです。建物等被害については、被害が最大となるケースとして冬・夕方(18時)を想定し、人的被害については、冬・明け方(5時)を想定しています。

表1-4 想定する被害

* : わずか

建物被害		
想定地震の区分	愛知県全体	大口町
揺れによる全壊	約47,000棟	*
液状化による全壊	約16,000棟	*
浸水・津波による全壊	約8,400棟	*
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	*
地震火災による消失	約23,000棟	*

人的被害		
想定地震の区分	愛知県全体	大口町
建物倒壊等による死者	約2,400人	*
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下)	約200人	*
浸水・津波による死者 ^{※1}	約3,900人	*
(うち自力脱出困難) ^{※2}	約800人	*
(うち逃げ遅れ) ^{※3}	約3,100人	*
急傾斜地崩壊等による死者	約50人	*
地震火災による死者	約90人	*

出典：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
(平成26年5月(平成27年12月修正)、愛知県防災会議地震部会)

- ※1 早期避難率低の場合の想定。早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」を20%、「避難はするがすぐには避難しない」を50%、「切迫避難あるいは避難しない」を30%としている。(国の設定に準拠)
- ※2 建物倒壊や家具転倒等により自力で脱出することが困難となったもの(自力脱出困難者)が、浸水・津波に巻き込まれることによる死者。
- ※3 自力脱出困難者以外のものが、浸水・津波から逃げ切れずに巻き込まれることによる死者。

(3) 本町地域防災計画における地震及び被害の想定

① 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）です。それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相を分析し、最も発生の可能性の高い地震を想定する必要があるため、各々について概観します。

② 地震被害の予測

(ア) 海溝型地震

平成26年3月28日、大口町は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域として、南海トラフ地震防災対策推進地域（愛知県内全域が指定）として指定されました。

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より、本町に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果を整理しました。

・「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考として想定し、地震対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるもの。

・「理論上最大想定モデル」

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として想定したものであり、命を守るという観点で補足的に参照するもの。

(イ) 内陸直下型地震

内陸直下型地震は、現在の観測体制では予知等は困難とされており、想定地震として地震を特定することは適当ではありません。そこで、ひとつの目安として濃尾地震が再来した場合を想定とした、愛知県東海・東南海地震等被害予測調査（平成13～14年度実施）における養老一桑名一四日市断層帯の予測より、本町に影響を及ぼす地震想定と被害予測結果を整理しました。

大口町被害予測

モデル 被害	過去地震最大 モデル(海溝型)	理論上最大想定 モデル(海溝型)	養老－桑名－四日 市断層帯(内陸型)
震度	5強	6弱	5強
全壊(棟)	※	10	0
半壊(棟)	※	※	0
火災(件)	※	※	0
焼失棟数(戸)	※	※	0
死者(人)	※	—	0
負傷者(人)	※	—	0
上水道(人)	20,000	—	0
下水道(人)	480	—	0
都市ガス(戸)	※	—	0
LPガス(戸)	40	—	0
電力(軒)	9,300	—	0
固定電話(回線)	3,300	—	0
携帯電話(%)	80	—	—
帰宅困難者(人)	4,900～5,600	—	7,500
避難者数(人)	1,900 (最大値1週後)	—	0

※印は、数値がごくわずかなことを示し、—印は調査数値がないことを示す。

- 過去最大モデル及び理論上最大モデル：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より
- 養老－桑名－四日市断層帯：愛知県東海・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度実施）による。ただし、海溝型地震は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」座長：阿部勝征東京大学名誉教授 平成24年8月29日内閣府報道発表資料より）による推計結果では、本町の震度が震度6弱、一部6強を表す箇所がある。

出典：大口町地域防災計画〈方針編〉（令和元年度改訂）

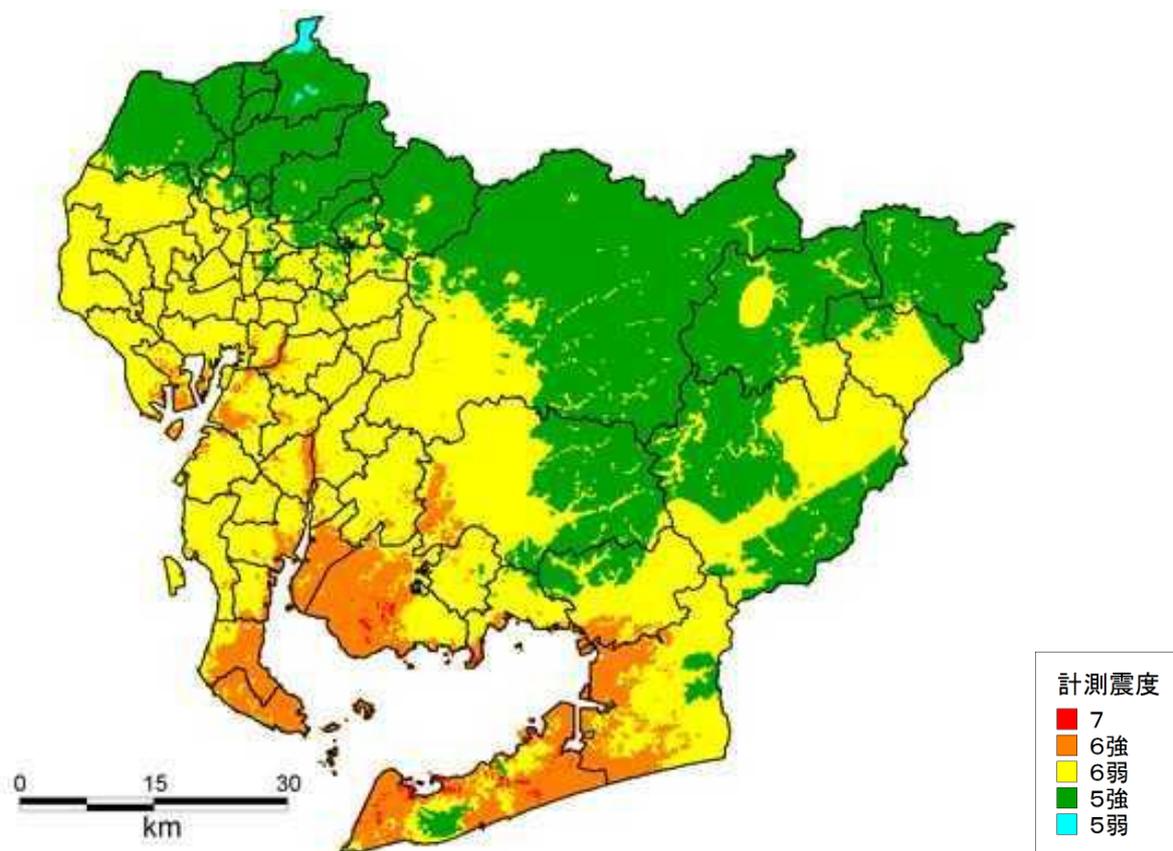


図 1-3 震度分布

出典：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
 （平成26年5月（平成27年12月修正）、愛知県防災会議地震部会）

2 対象とする災害廃棄物

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみなど、仮設トイレ等のし尿を処理する必要があります。本計画において対象とする災害廃棄物などは、「被災者の生活に伴う廃棄物」及び「災害によって発生する廃棄物」に区別し、表1-6に示したとおりとします。

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理等を行うことを基本としますが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応します。

表1-5 災害時の廃棄物の種類

廃棄物の種類	説明
片付けごみ等	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。
し尿（仮設トイレ等）	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市区町村・関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称）や簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、避難所からのし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。

「災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月改定）」を基に大口町作成

表1-6 本計画の対象とする災害廃棄物

廃棄物		具体例
に被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	粗大ごみ	家庭及び避難所から排出される粗大ごみ
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿
災害によって発生する（片付けごみ）廃棄物	可燃物	繊維くず、再生できない紙くずなど
	資源ごみ	廃プラスチック（その他プラスチック類）
	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	腐敗性廃棄物	被災冷凍冷蔵庫等から排出される加工品や食品廃棄物、水産廃棄物等
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電（その他家電）	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車
有害廃棄物、危険物	廃石綿等、石綿含有廃棄物、PCB ^{*1} 、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA ^{*2} ）・テトラクロロエチレン等	

		の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
	その他、適正処理が困難な廃棄物	タイヤ、バッテリー類などの危険物やピアノ、スプリング入りマットレス、石膏ボードなどの適正処理困難物

「災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）」を基に大口町作成

※¹ ポリ塩化ビフェニル化合物の略称

※² クロム銅ヒ素系木材保存剤の略称

3 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の推計値を基に災害廃棄物処理対策をまとめるものとし、発災後、実際の被害状況を踏まえて災害廃棄物の発生量の把握を行い災害廃棄物処理実行計画に反映するものとします。

表1-7 災害廃棄物の発生量推計値※¹

地震・津波等 廃棄物発生量 内訳	選別前				合計（t）
	可燃物 （t）	不燃物 （t）	小計 （t）	津波堆積物 （t）	
愛知県	3,350,576	17,274,735	20,625,311	6,465,227	27,090,538
大口町	538	3,599	4,137	0	4,137

※¹ 「愛知県災害廃棄物処理計画〈参考資料〉」を基に大口町作成

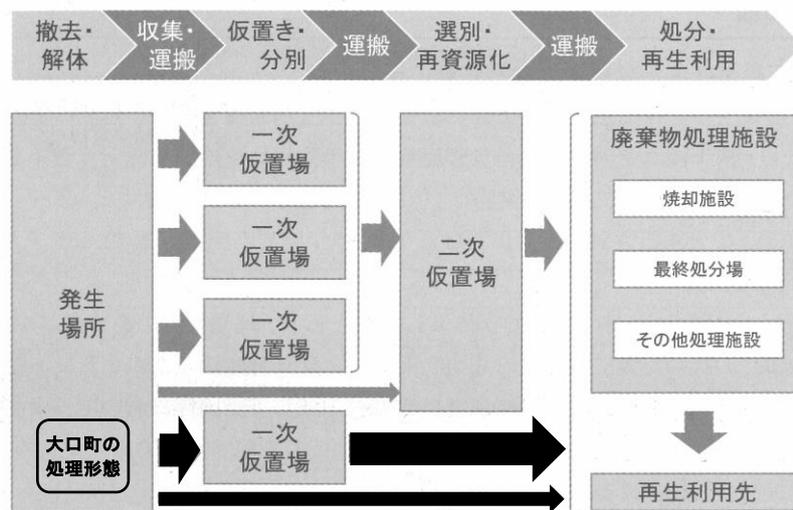
（災害廃棄物発生量の推計値は、「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の過去地震最大モデルにおける被害棟数等をベースに、環境省の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数及び床上床下浸水に係る災害廃棄物発生量を考慮し愛知県が推計した値。）

（注）端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合があります。

4 災害廃棄物処理の流れ

発生場所から撤去された災害廃棄物は、一般的にまず「一次仮置場」に運ばれ、その大部分は規模のより大きな「二次仮置場」に運搬され、選別処理・再資源化等が行われる。

本町では、「一次仮置場」で分別を徹底したのち、江南市、大口市、扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合環境美化センターで処理するものや直接再利用先へ処理するものに分けられる。



出典：災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）

図 1-4 災害廃棄物の流れ

5 本計画の見直し

被災後の復旧・復興を速やかに進めるためには、本計画の実効性を確保しておくことが必要です。このため江南市、犬山市、大口市、扶桑町で進めている令和7年度稼働予定の新ごみ処理施設を見据え、収集体制や処理施設等における変更があった場合には適宜修正を行います。

また、災害廃棄物対策指針、愛知県災害廃棄物処理計画及び地域防災計画等の関連計画が改定等された場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 災害廃棄物処理計画の基本方針

第1節 基本方針

本計画の運用及び災害廃棄物の処理にあたっては、以下に示す基本方針に基づき、状況に応じた適正かつ柔軟な対応を行います。

(1) 衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全・公衆衛生の確保、地域復旧・復興の観点から適正な処理を確保するため、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短時間での処理を目指します。

(2) 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置、誘導等の人的配置や重機など民間への協力の要請により災害廃棄物を効率的に処理します。

(3) 環境に配慮した処理

災害時においても環境に十分配慮し、作業の安全確保を図るとともに、災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際の石綿（アスベスト）飛散防止対策、野焼きの原則禁止や緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策に配慮します。

(4) リサイクルの推進

膨大に発生する災害廃棄物を極力地域の復興等に役立てるとともに、効率的な処理のために建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、公共事業（道路、公園等）等に活用し廃棄物の資源化を行うことで、処理・処分量の軽減を図ることになり、災害時においてもリサイクルを推進します。

(5) 運搬・処理の協力・支援、連携

町内での処理能力が不足する場合には、被害状況に応じて国や愛知県、他自治体及び民間事業者等の協力・支援を要請して処理を行います。

また、一時的なごみの排出による運搬体制の確保や仮置場等の管理・運営について、行政区や災害ボランティアと連携し、地域住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

第2節 組織体制、連絡及び協力体制

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとします。ただし、災害廃棄物処理は、業務が国及び愛知県との調整、仮置場の設置・運営等広範囲かつ長期間にわたることから環境対策室を中心に臨時の災害廃棄物処理対策班を設置します。

1 災害廃棄物対策班と業務

大口町災害対策本部の下、災害廃棄物対策班を構成する。班の構成は、総括責任者、総務担当、廃棄物担当、し尿担当を配置して、災害廃棄物の処理にあたります。

なお、業務については、表2-1のとおり処理の進捗に合わせて、大口町災害対策本部及び関係部局と連携し、人員応援等により円滑な災害廃棄物の処理に努めます。

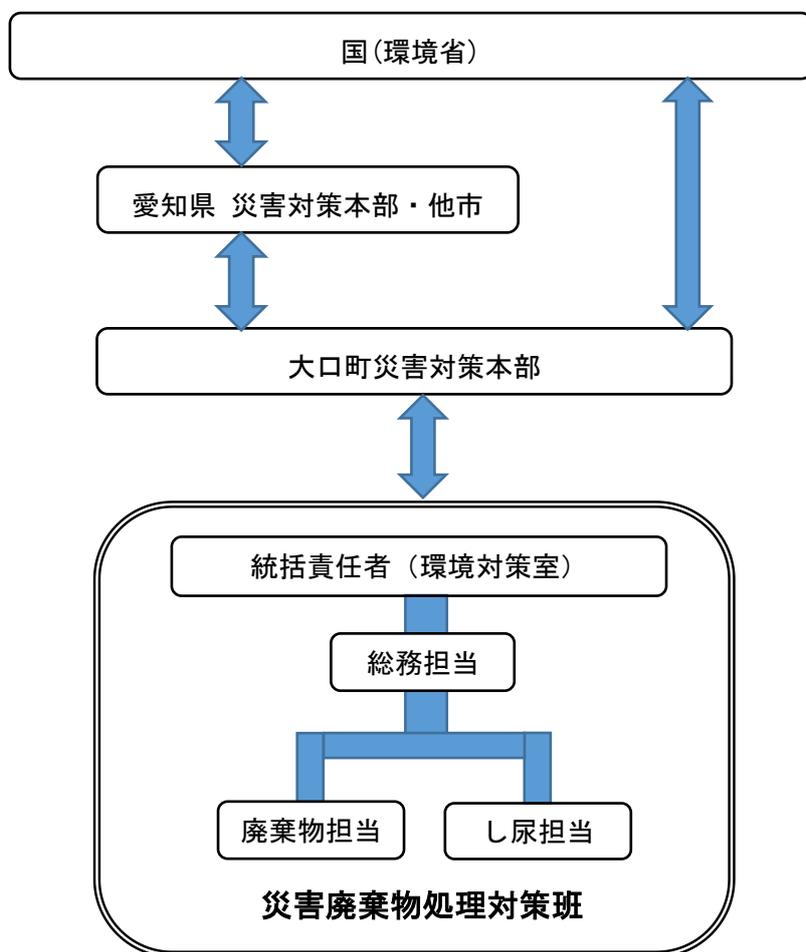


図 2-1 組織体制

(1) 大口町地域防災計画で示す事務

① (災害予防における所掌事務)

1 廃棄物の適切な保管方法・保管施設構造の指導
2 廃棄物大量保管施設の処理促進指導
3 廃棄物の流出防止等の安全対策の指導
4 防疫活動確保用資機材・人員の配置
5 廃棄物の収集搬送及び処理用資機材・人員の配置
6 し尿収集運搬及び処理用資機材・人員の配置
7 事務所における安全対策・企業防災の促進
8 事業継続計画の普及啓発活動
9 事業継続計画の策定に関する情報提供や相談体制の整備

② (災害応急対策における所掌事務)

1 鼠族・昆虫等の駆除
2 避難所の生活環境管理（し尿処理）
3 し尿・ゴミの収集、処分
4 被災地域における動物の保護
5 遺体の収容及び一時保存、洗浄、身元確認及び引き渡し、搬送
6 棺・骨つぼ等の支給
7 水害廃棄物処理基本計画の策定
8 廃棄物処理体制の確立、収集運搬機材・処理場の確保
9 廃棄物処理業者等の連絡調整、応援協力要請
10 環境汚染物質の流出・拡散防止のための措置
11 環境調査、モニタリングの実施
12 事業者への応急対策実施指導
13 農作物に対する応急措置

※「7 水害廃棄物処理基本計画の策定」については、大口町災害廃棄物処理計画を準用するものとします。

③ (災害廃棄物対策)

環境対策 室は、災 害廃棄物 の処理に ついて、 指導を行 う。	1-1	災害廃棄物が適正処理されるまでの間、保管されている廃棄物について保管方法、保管施設の構造が適正であるよう指導を行う。
	1-2	廃棄物が大量に保管されている場合は、処理の促進を図るよう指導する。
	1-3	廃棄物の処理施設について、廃棄物の流出防止措置を講ずる等安全対策について指導する。

第2章 災害廃棄物処理計画の基本方針

1-4	災害廃棄物処理計画を策定し、次の事項について具体的に示す。 <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針・一般廃棄物の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・周辺の地方公共団体との連携・協力
1-5	中部地方環境事務所、県環境局とともに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携を促進する。
1-6	十分な大きさの仮置場・最終処分場を確保する。
1-7	広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として一定程度の余裕を持たせ、処理施設の能力を維持する。

出典：大口町地域防災計画〈マニュアル編〉（平成30年度改訂）

※改定等された場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(2) 各担当の主な業務

表 2-1 各担当の主な業務内容

役割	担当	主な業務概要	
統括責任者 (班長)	環境対策 室長	災害廃棄物対策の統括責任者 ・災害対策本部との連絡調整 ・災害廃棄物対策全体の進行管理及び調整並びに指示、命令 ・職員の参集状況の確認、人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理 実行計画の策定 ・処理に必要な財 源の確保 ・県、他市町村及 び関係団体との 連絡調整 ・支援の要請や受 入れのための連 絡調整
総務担当	環境対策 室長補佐	災害廃棄物対策に必要な業務の把握 ・各担当への業務分担 ・各班、各担当との連絡調整 ・各一部事務組合・協力民間事業者との 連絡調整	
し尿担当	担当職員	し尿発生量の推計 ・し尿収集運搬の管理 ・民間委託業者等との連絡調整、委託契約 ・し尿収集方法等の住民への広報	
	愛北広域 事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿の処理 ・し尿処理施設の保守管理 	
廃棄物担当	担当職員	災害廃棄物発生量の推計 ・災害廃棄物及び生活・避難所ごみの収集運搬の管理 ・災害廃棄物処理の連絡調整 ・仮置場の確保、指導 ・仮置場の管理、分別指導 ・民間委託業者等との連絡調整、委託契約 ・廃棄物の分別、処理方法等の住民への広報	
	江南丹羽 環境管理 組合 民間事業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬入受付 ・ごみ処理施設の保守管理 ・災害廃棄物の再利用、再資源化 ・災害廃棄物の中間処理、最終処分 	

(3) 人員応援等の人材確保に関する課題

① 【仮置場の整地から施設設置、建設工事の設計、積算までを行う人材の確保】

仮置場は災害廃棄物等を搬入する前に、用地の整地、保管ヤード等の原地盤保護のためのアスファルト舗装、配管工事、事務棟の建設等が必要となる。これらを発注するための設計・積算業務を迅速に行う必要があるため、土木系職員の確保が求められる。

②【補助金事務等の手続を推進する人材の確保】

災害廃棄物処理事業費補助金の交付申請・実績報告、積算・精算事務等、行政手続きのために膨大な作業が発生するため、他自治体等からの職員派遣が必要である。

③【環境・廃棄物処理に係る関連法体系に詳しい人材の確保】

防災直後には、町民から有害廃棄物等に関する問い合わせが多く寄せられるため、対応できる職員が求められる。（一般廃棄物であっても処理困難物や有害廃棄物に関しては、専門の知識や処理方法に精通している職員がいないため）

※東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月）を基に作成）

(4) 情報収集及び連携体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況など、収集した情報は環境対策班総務担当で集約し、各担当へ情報提供・指示を行う。災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の手段（防災行政無線(MCA無線)、地域防災無線、県防災情報システム、一般電話(FAX)、庁内情報システムなど)を確保し、図2-1のとおり行うものとする。

① 災害対策本部との連絡

災害廃棄物の処理に関する災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集は、統括責任者を通じて行う。

② 県との連絡

統括責任者及び総務担当は、災害発生後直ちに尾張県民事務所及び愛知県環境局資源循環推進課と情報交換を行い、各担当を通じてごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、尾張県民事務所を通じて愛知県環境局資源循環推進課に報告する。

③ 近隣市町村との連絡

総務担当及び廃棄物担当、し尿担当は、近隣自治体清掃関連部局と連絡をとり、情報交換を行う。

④ 庁内関係部署及び関係一部事務組合等との連絡

統括責任者及び総務担当は、災害廃棄物の処理を進めるうえで必要な事項について、災害対策本部の各班、江南丹羽環境管理組合、愛北広域事務組合及び民間廃棄物処理業者と連絡をとり、情報交換及び対策の調整を行う。

⑤ 関係団体、廃棄物処理業者との連絡

統括責任者及び総務担当は、応援協定を締結している関係団体等と連絡をとり、情報交換及び対応方針の調整を行う。民間委託業者等との個別の情報交換及び連絡調整は各担当が行う。

2 段階的業務の概要

表 2-2 業務の概要（大規模災害の場合）

時期	業務内容
<p>発災前 (災害予防)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 関係機関連絡窓口の定期的な確認 ・ 災害応援協定の締結（他自治体、事業者団体など） ・ 仮置場候補地の選定 ・ 仮設トイレの確保 ・ マンホールトイレの整備 ・ 防災関連資機材の保有状況の定期的な確認 ・ 人材育成、訓練の実施
<p>発災後 (初動期)</p>	<p>【2日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ し尿の収集運搬・処理体制の確保 ・ 仮設トイレのし尿収集開始 ・ 一般廃棄物処理施設の確認 ・ 一般廃棄物処理施設への進入路の確認 ・ 県に対する実施状況の連絡・応援要請 ・ 片付けごみ収集方法の検討 ・ 町民・ボランティアへの情報提供 ・ 仮置場候補地の選定 ・ 仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討 <p>【3日以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活ごみ、避難所ごみの収集運搬、処理体制の確保 ・ 仮置場の確保・設置及び分別方法周知 ・ 仮置場必要面積の算定

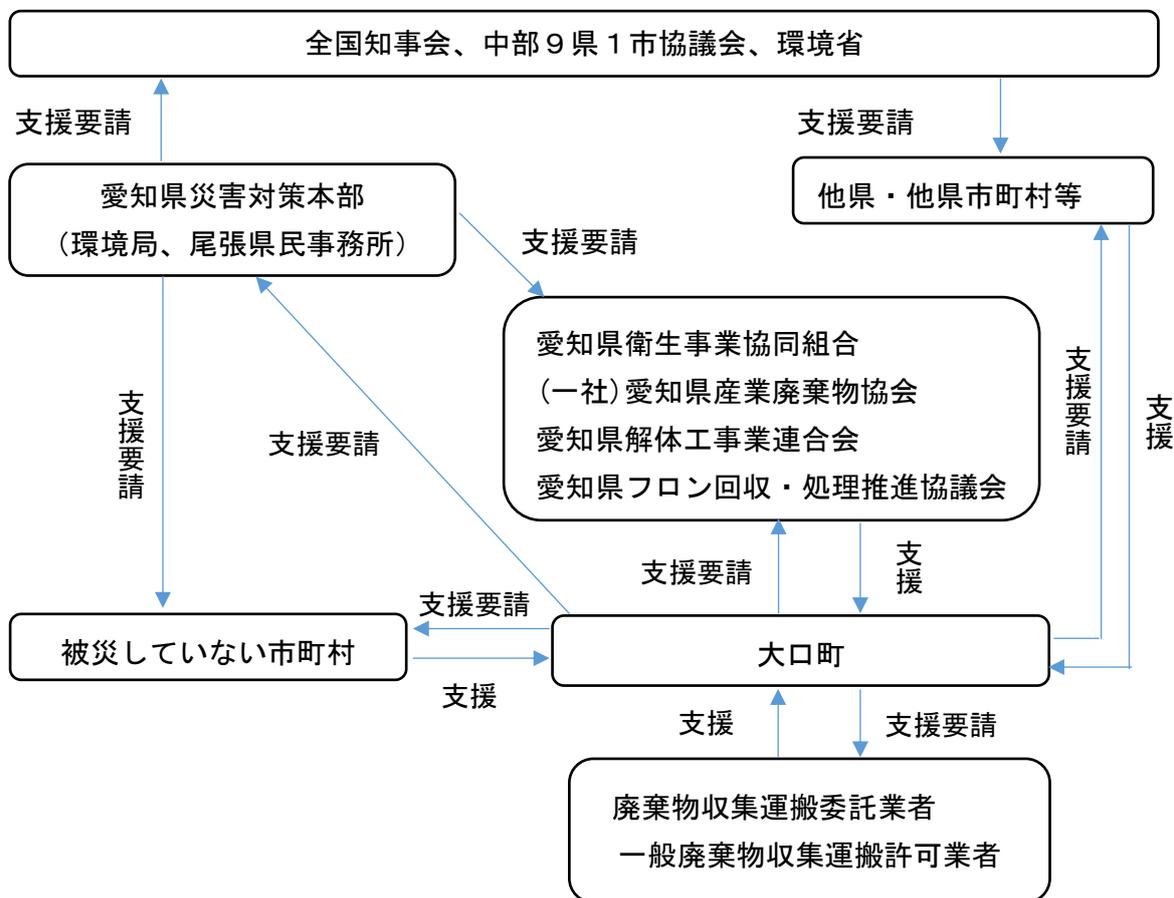
<p>応 急 対 応</p>	<p>【おおむね3日～3週間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 一般廃棄物処理施設の安全確認 ・ 収集運搬体制の確保・実施 ・ 倒壊の危険のある建物の解体 ・ 腐敗性廃棄物の処理開始 ・ 有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知 ・ 県への事務委託の検討 <p>【おおむね3週間～2か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の作成 ・ 収集運搬の実施 ・ 仮置場の設置・管理・運営 ・ 腐敗性廃棄物の処理 ・ 有害物質・危険物の収集ルート確立 (県へ処理委託する場合) ・ 委託範囲の確定 ・ 事務委託の手続き (規約・議決・告示) <p>【おおむね2か月～3か月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬の実施 ・ 仮置場の管理・運営 (環境対策、モニタリング、防火対策等) ・ 放置車両の移動・返還 ・ 国庫補助事務 (災害査定等の対応)
<p>復 旧 復 興</p>	<p>【おおむね3か月以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の処理 ・ 仮設トイレの撤去

「災害廃棄物処理計画 (平成 28 年 10 月、愛知県)」を基に大口町作成

3 協力・支援体制

(1) 災害時の協力・支援体制

本計画における関係機関との協力・支援体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制とします。



「災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）」を基に大口町作成

図 2-2 災害時の支援体制

(2) 県、周辺市町村の地域間連携及び民間事業者等との連携

災害廃棄物の処理については、本町が主体となっていくことを基本とするが、被害状況等により、災害廃棄物を自ら処理することが困難な場合、第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく尾張北部ブロック^{※1}内の他市町、各種相互応援協定を締結している市町や、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会との相互援助協定に基づき応援要請を行います。

また、県域を越えた広域処理については、環境省中部地方環境事務所による中部ブロックの広域連携計画に基づき、愛知県を通じて具体的な協力要請を行うため、愛知県に被災状況を報告するとともに、愛知県から情報収集や指導・助言を受けながら、相互協力体制の構築を図ります。

※1尾張北部ブロック:江南市、犬山市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町



出典：災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）

図 2-3 地域ブロック

(4) 相互援助協定

現在締結しているごみ処理に関する相互援助協定は、下記のとおりです。

表2-3 協定一覧

	名 称	相手方	内 容
1	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互協力に関する協定	愛知県内の市町村及び一部事務組合	災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者相互間の応援
2	災害時における相互応援に関する協定	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、扶桑町	包括的な相互応援協定
3	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	一宮市、津島市、犬山市、江南市、岩倉市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	資機材、救援物資等の提供及び職員の派遣
4	2市3町広域行政研究会に参加する市町の災害における相互応援に関する協定	小牧市、岩倉市、豊山町、扶桑町	
5	災害時における相互応援に関する協定	松江市	災害が発生した場合における相互応援
6	尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	春日井市、稲沢市、江南丹羽環境管理組合、尾張東部衛生組合、尾三衛生組合、犬山市、海部地区環境事務組合、一宮市、名古屋市	ごみの処理支援
7	(愛北クリーンセンター) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互 応援に関する協定書	愛知県内の市町村及び一部事務組合	包括的な相互応援協定

(5) 自衛隊、警察、消防等との連携

応急対応時の災害廃棄物処理については、倒壊した建物の解体・撤去等、人命救助等の活動と関わる部分もあるため、連携を図り実施します。また、災害廃棄物を撤去する際には、有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、必要に応じてその情報を自衛隊、警察、消防等へ提供します。

(6) 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理については、本町の処理体制だけで対応することが困難である場合は、廃棄物処理の経験、能力や必要な資機材を有する民間事業者等に協力・支援を要請します。

表2-4 民間事業者との協定一覧

名 称	協定先	内 容
災害応急対策に関する協定書	大口町建設協力会	建築・建設に関する応急対策業務
災害時における支援協力に関する協定	大和エンタープライズ株式会社	避難所生活、物資支援
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	大規模災害が発生した際に、町の要請による災害時に生じた廃棄物の処理
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	愛知県衛生事業協同組合 (愛知県と協定)	愛知県を通じて要請。 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分
災害発生時における防疫活動の協力に関する協定	公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会	感染症の拡大防止及び、防疫活動の協力

(7) ボランティアとの連携

災害廃棄物処理対策班総務担当は、災害対策本部を通じて、ボランティアの受け入れについて調整を行います。

ボランティアの配置は、仮置場での搬入作業や災害廃棄物の選別、その他清掃業務などその時点での状況に応じたものとし、健康管理に注意するとともに災害廃棄物の分別方法や排出先、作業における有害物質への曝露防止等の留意点等について事前説明をします。

ア 地域のごみ集積場所、避難所のごみ排出場所や汲取りトイレ、一時的な仮置場等での排出方法の周知や衛生管理等、また災害弱者におけるごみ排出の援助にあっては、行政区に協力を依頼します。

イ 被災家屋における家財の撤去や搬出、災害廃棄物の選別、貴重品や思い出の品等の整理、その他の清掃業務等、ニーズに応じて協力を要請します。

4 住民等への広報

災害廃棄物の円滑な処理のために、町民等への啓発・広報を行います。
 情報の発信方法としては、広報誌、インターネット、説明会、回覧板等の多様な手段を用いることとします。また、平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めます。

表2-5 広報の内容（例）

時期	周知内容	周知方法
(初動時)	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法について ・し尿収集の実施について ・危険物、有害物の取扱いについて 	以下の方法から、より有効的な方法を選定して周知する。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報
(対応時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別方法や排出方法について ・被災自動車の取扱いについて ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止について 	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ ・避難所等での説明会 ・避難所等への掲示板貼り出し
(復旧・復興時)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画について ・災害廃棄物処理の進捗状況について ・環境モニタリング結果について 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報車の巡回

第3章 災害廃棄物の処理

第1節 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 災害によって発生した廃棄物は、生活系廃棄物とは別の処理体制を確立し適正な処理に努めます。
- (2) 被災現場で可能な限り分別することで、仮置場における円滑な受入れを図ります。
- (3) 災害廃棄物は、仮置場で細分別を行い適正な処理に努めます。
- (4) 仮置場での保管、選別等を通じて、災害廃棄物の再利用、資源化に最大限努め、焼却処理量及び最終処分量の削減を図ります。
- (5) 可燃物の処理方法は、江南丹羽環境管理組合での処理、民間委託、広域処理等の中から生活系廃棄物の発生状況も考慮して選定します。
- (6) 仮置場での作業による地域住民の生活環境の悪化を防ぐため、環境保全のために必要な対策を適宜行います。

第2節 災害によって発生する廃棄物の処理

1 災害廃棄物発生量の種類別推計

過去地震最大モデルによるとう本町の災害廃棄物発生量の種類別推計結果は、表3-1のとおりです。

表3-1 災害廃棄物発生量の種類別推計※1

災害廃棄物の種類		発生量 (t)
災害廃棄物発生量		4,137
選別前	可燃物	538
	不燃物	3,599
選別後	可燃物	391
	不燃物	450
	柱角材	47
	コンクリート	3,050
	金属	199

※1 愛知県災害廃棄物処理計画〈参考資料〉を基に大口町作成

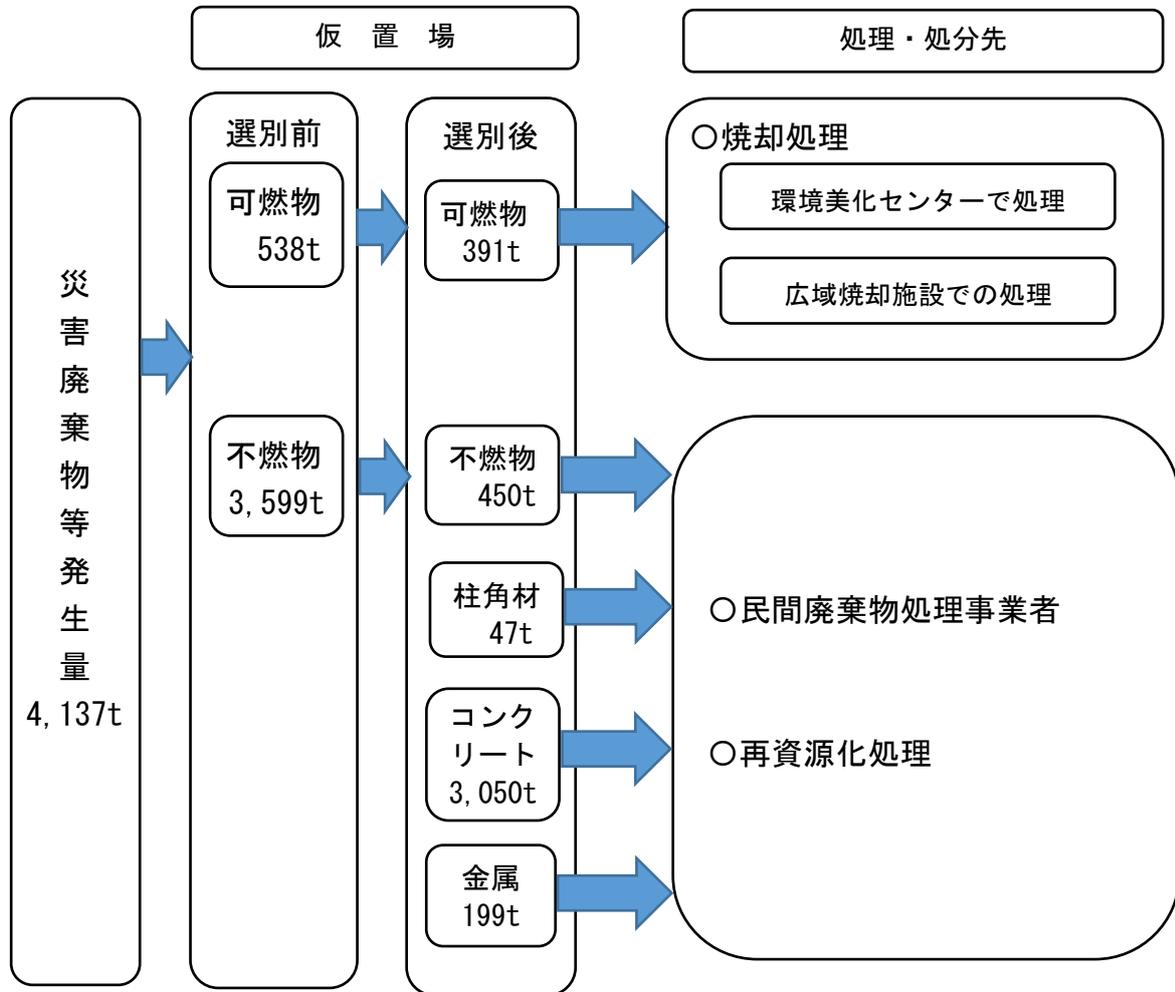
(災害廃棄物発生量の種類別推計は、「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の過去地震最大モデルにおける被害棟数等をベースに、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数及び床上床下浸水に係る災害廃棄物発生量を考慮し、環境省の災害廃棄物対策指針(平成26年3月)に基づき愛知県が推計した値。)

注) 端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合があります。

2 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理にあたっては、段階に応じた選別と積極的な資源化により、焼却処理量や最終処分量の削減を図ります。

愛知県災害廃棄物処理計画に基づく過去最大モデルでの処理フローは、図3-1のとおりです。



「災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）」を基に大口町作成

図 3-1 災害廃棄物の処理フロー

3 その他廃棄物の種類、処理方法

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
資源ごみ	廃プラスチック	その他プラスチックとして固形燃料化処理
	畳・布団等	固形燃料化処理
木くず	生木等	できるだけ早い段階で・分別・保管し、チップ化したうえで肥料原料として処理
	家屋系廃木材	できるだけ早い段階で分別保管し、チップ化したうえで各種原料や燃料として処理
金属くず		有価物として売却
腐敗性廃棄物		焼却処理
家電（4品目）		テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は、指定引取場所に搬入してリサイクル
廃タイヤ	使用可能な場合	有価物として買取業者に引き渡し
	使用不可の場合	処理可能な民間廃棄物処理事業者で処理
処理困難物	廃自動車等	所有者または、自動車リサイクル法の引き取り事業者に引き渡し
	有害廃棄危険物	廃石綿等、石綿含有廃棄物、PCB 処理可能な民間廃棄物処理事業者で処理
	その他、適正処理が困難な廃棄物	バッテリー、消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、スプリング入りマットレス、石膏ボードなど 処理可能な民間廃棄物処理事業者で処理

第3節 災害廃棄物の仮置場

発災後、災害廃棄物により復旧作業及び生活環境に支障が生じることがないように、速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要です。

そこで、あらかじめ災害廃棄物の発生量を推計して、仮置場の必要面積の算定を行い、仮置場候補地について検討します。

なお、仮置場の設置にあたっては、大量の災害廃棄物を円滑に処理できるよう配置等について検討を行います。

また、仮置場の他に、廃自動車を受け入れるための仮置場が必要となることなども想定されるため、様々な状況に対応できるよう候補地を予め検討するものとします。

表3-2 仮置場の役割

区分	役割
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の確保、復旧等のため、被災現場からの災害廃棄物の早期撤去や粗選別を効率的に行うために設ける。 被災現場での散乱廃棄物の撤去、損壊家屋の解体及び住居の片付け等で発生した災害廃棄物を一時的に保管することや角材や柱材、コンクリートがら、鋼材等の比較的大きな廃棄物や家電類などの資源化、処理困難物、危険物・有害物質及び思い出の品等の選別を行う。 災害廃棄物の発生状況にあわせ資源化を行うことで、焼却、最終処分を行う廃棄物の減量を図るとともに、適正な処理を行う。

1 仮置場必要面積

必要面積については、「愛知県災害廃棄物処理計画」における計算式を用いて算定するものとする。

【参考】 <仮置場必要面積の算定方法>

$$\text{仮置場の必要面積} = (\text{①保管面積} + \text{②作業スペース}) \div 2$$

$$\text{①保管面積} = \text{発生量} \div \text{比重} \div \text{高さ}$$

比重：可燃物 0.55、不燃物 1.48

高さ：災害廃棄物 5m

$$\text{②作業スペース} = \text{①保管面積} \times 2/3$$

出典：災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）

①発生量

可燃物(t)	538
不燃物(t)	3,599
計(t)	4,137

②比重

可燃物	0.55
不燃物	1.48

③積上げ高さ(最大)

高さ(m)	5
-------	---

④保管面積＝発生量①÷比重②÷高さ③

可燃物(m ²)	196
不燃物(m ²)	486
計(m ²)	682

⑤作業スペース＝保管面積④×2/3

作業スペース(m ²)	455
-------------------------	-----

⑥仮置場必要面積＝保管面積④＋作業スペース⑤

仮置場必要面積(m ²)	1,137
--------------------------	-------

愛知県災害廃棄物処理計画では、仮置場必要面積について、災害廃棄物が随時搬入されること、また、処理も同時に進行することから、⑥の面積に2分の1を乗じたものを必要面積としています。

⑥×1/2＝569 m² が大口町の仮置場必要面積となります。

表3-3 大口町仮置場必要面積

仮置場必要面積	569 m ²
---------	--------------------

2 仮置場の候補地の選定

(1) 仮置場の用途

本町においての仮置場は、表3-4で示すように、処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための仮置場とする。仮置場の選定は、避難所や復旧作業のために必要となるスペースを確保した後に、災害廃棄物の発生状況から算定した必要面積を基に、公共用地等から選定します。

表3-4 仮置場の選定基準及び利用方法

- ・住宅地から一定の距離があり、搬入に支障がない。
- ・飛散防止、安全管理が容易であること。
- ・長期間の使用が可能な場所であること。
- ・被災現場に近く効率的な搬入が可能であること。
- ・緊急輸送道路からの良好なアクセスが確保されている。
- ・資源化、焼却、最終処分場等のための搬出に支障のないこと。
- ・被災家屋等から排出される災害廃棄物や、生活空間等に散乱した災害廃棄物を一時的に集積する。
- ・廃棄物の分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行う場合もある。

(2) 仮置場の候補地

本町では、愛知県災害廃棄物処理計画で推計する災害廃棄物発生推定量（4,137 t）から仮置場の必要面積を算定すると、569㎡以上の広さの仮置場が必要になります。また、運用については、1ヶ所での分別、保管、処理を行うため有効利用面積約5,000㎡を有する「大口町民会館第1駐車場」の一部の1,200㎡を被災状況に合わせ、且つ他の利用用途と調整し、周辺環境への影響や運搬効率も考慮して仮置場の候補地として選定します。なお、必要に応じ仮置場利用面積を拡張し分別、保管、処理を行います。

表3-5 仮置場の候補地

使用用途	名称	所在地	利用可能面積
災害廃棄仮置場	町民会館 第1駐車場	大口町下小口七丁目166番地	5,000㎡のうち 1,200㎡

3 仮置場の配置等

発災直後から仮置場を通して効率的な搬入・搬出及び資源化を両立することができる配置とします。

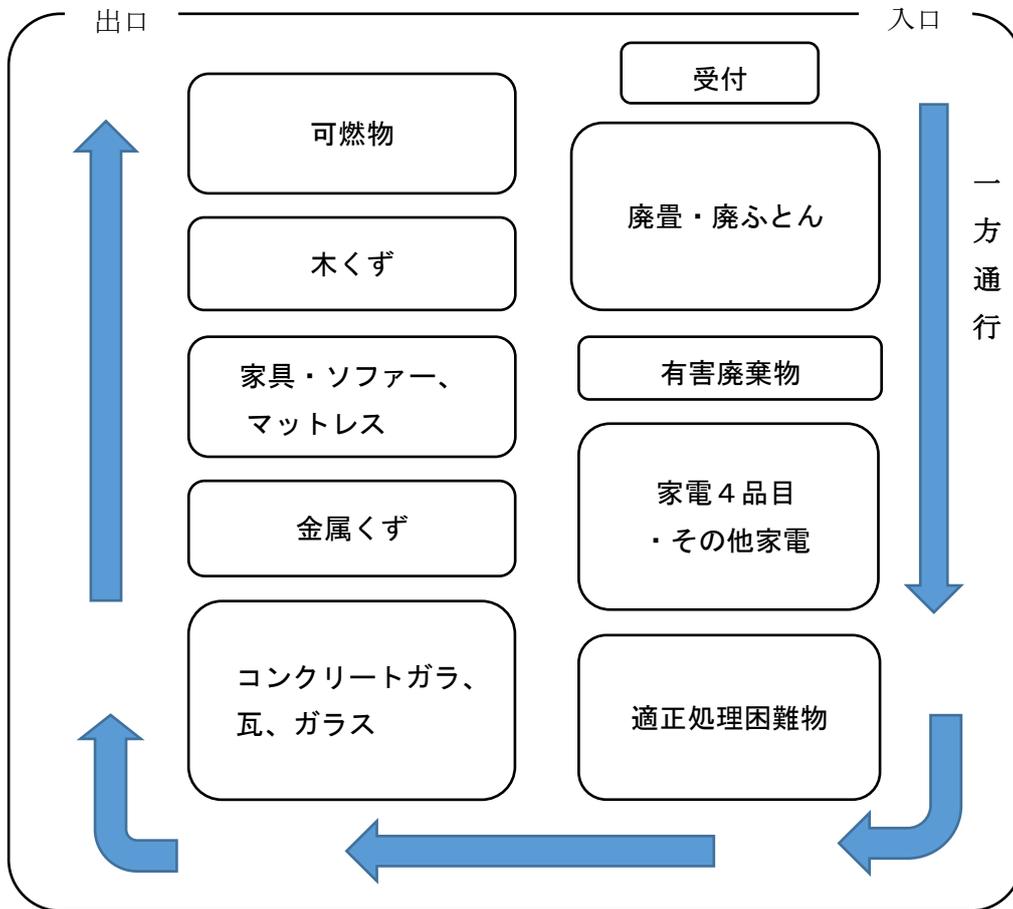


図 3-2 仮置場の配置例

4 災害廃棄物搬入ルート及び搬入方法

発災後、人員、物資などの輸送を円滑に進めるため、地域防災計画において、幹線道路を対象とした緊急輸送道路が定められています。

災害が発生し交通網に支障が出た場合、この緊急輸送道路がまず復旧されることから、災害廃棄物の搬入にあたっては、緊急輸送道路を使用することを想定するが、搬入車両の集中に伴う渋滞を引き起こすことがないように、緊急輸送道路の状況に併せて、別途ルートの指定を検討します。

5 仮置場の運用

発災直後は速やかに被災場所から災害廃棄物を移動させる必要があるため、迅速な運用開始を優先することとし、受入れを行いつつ速やかに周辺環境対策、分別等を進め、安定的な運用に努めます。

(1) 周辺環境対策

- ①仮置場の運用にあたっては周辺環境に十分配慮し、必要に応じて周囲に飛散防止ネット・防音シート等の設置を行うとともに、深夜、早朝の作業は極力控えます。
- ②仮置場の入り口周辺での渋滞を緩和するため、迂回路を設けるなどの対策を行います。
- ③災害廃棄物の積み上げ・積み降ろしの際に粉じん等が著しく発生する場合は、飛散を抑制するため散水等を行い、場合によっては臭気対策として消臭剤の散布を行います。
- ④有害廃棄物や油が出る家電製品等がある場合、遮水シート等の敷設により、地下水浸透防止対策を施します。
- ⑤廃タイヤ内の水たまりからの害虫の発生を防止するため、早期処理を図ります。

(2) 搬入時の分別

- ①仮置場内に分別区分ごとの配置を設定し、分別の徹底を図ります。
- ②仮置場搬入時において、積載物等の確認を行います。

(3) 解体撤去時の分別

災害廃棄物の処理の効率化及びリサイクルを推進するため、出来る限り被災現場での分別を行い、混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるとともに、仮置場での円滑な荷卸しのために、次に示す区分に従って搬出車両に積込むこととします。

- ア 可燃物（生ごみを除く）・プラスチック類
- イ 木くず（木製家具等含む、生木）
- ウ コンクリートガラ、瓦、ガラス類（陶磁器含む）
- エ 適正処理困難物（消火器等、タイヤ）
- オ 金属くず
- カ 廃畳・廃ふとん
- キ 家具・ソファ・マットレス
- ク 家電リサイクル法対象物・その他家電
- ケ 有害廃棄物

(4) 仮置場の搬入・搬出管理

- ①各仮置場では日報の作成を行い、搬入台数、ごみの種類別の搬入量及び搬出量を可能な限り記録します。
- ②便乗ごみや他市町村からの搬入を避けるため、受付で搬入者の身元確認や発生現場（発生場所の住所や氏名）の確認を行います。
- ③入り口や場内に、配置マップ等を掲示して搬入車両を円滑に誘導するとともに、場内での事故を防止するため、必要に応じて誘導員を配置して安全対策を図ります。

6 仮置場の火災対策

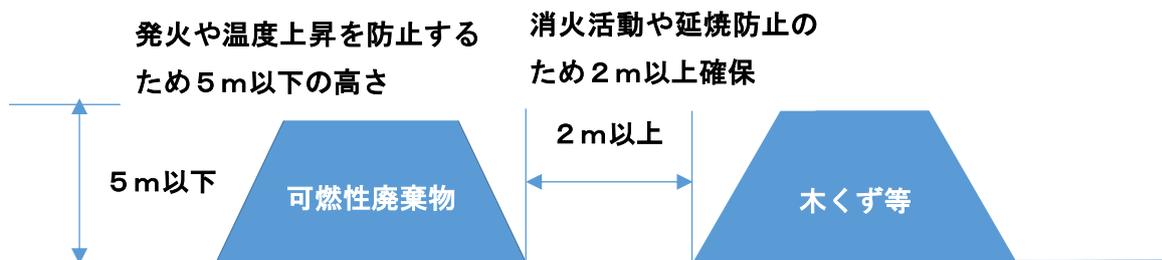
仮置場への集積が進むと、積み上げた災害廃棄物の火災の発生が懸念されます。火災は、近隣住宅への延焼の恐れや煙による環境汚染等に止まらず、長期間に及ぶ消火活動による廃棄物処理への影響も大きく、火災による二次災害の発生も懸念されます。仮置場における火災の多くは、いわゆる自然発火であり明確な原因は不明であるが、できるだけ危険物や発火源を取り除き監視・モニタリングを行うことにより、未然に防止を行います。

表3-6 仮置場の火災防止対策

項目	
保管の高さ等	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ等の可燃物（混合廃棄物含む）は、安全確保及び発火防止の観点から、積み上げ高さを5m以下とし、ひと山当たりの面積を200㎡以下とする。 ・腐敗性廃棄物の稲わら、肥料、畳等は発熱、発火防止の観点から、積み上げ高さを2m以下とし、ひと山当たりの面積を100㎡以下とする。また、フレコンバックに入れ古いものから搬出するなど長期保管を避ける対策を実施する。 ・保管場所と保管場所との離隔距離は、火災発生時の消火活動及び延焼防止のため、2m以上設ける。
分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ、油脂類を含む布類、灯油缶（ストーブも含む）、ライター、バイク等の燃料を含む危険物や電化製品、リチウムイオンをはじめとするバッテリー、電池の火花を散らす廃棄物に、食品系廃棄物や畳類等の腐敗廃棄物を混合させないこと。
仮置場の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物・混合廃棄物等の保管場所を近接させないこと。
放熱・ガス抜き	<ul style="list-style-type: none"> ・数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行う。 ・ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置を行う。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の巡回監視を実施する。 ・表層から1m程度の深さの温度や、ガス検知器を用いた一酸化炭素、可燃性ガスの濃度測定を行う。
発火・消火対策	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れた畳は特に発火の危険性が高いため、長期保存は避け可能な限り速やかに処理を行う。 ・揚水ポンプ、消火栓、防火水槽及び消火の設置を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管高さや分別の徹底を遵守する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。

「災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）」、「東日本大震災の経験を踏まえて災害廃棄物処理の技術的事項に関する概要報告書」（平成28年3月環境省）」を基に作成

- (1) 一般的な危険物として、ガスボンベ、ライター、ガソリン、灯油、タイヤ等の油脂類、発火源としてバッテリー、電池（特にリチウム電池）、これらを搭載する小型家電製品等は、可燃性廃棄物とは分離管理する。
- (2) 蓄熱火災を防ぐため図3-4に示すとおり可燃性廃棄物の積み上げ高さや配置を適正にする。



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（平成24年、一般社団法人廃棄物資源循環学会）

図 3-3 仮置場の廃棄物の仮置き形状

第4節 水害によって発生する廃棄物処理の基本方針

- (1) 発災後は、被災建物から水没した家財道具等の濡れごみの搬出速度が速いため、速やかに仮置場を整備するとともに分別方法や搬入方法について広報します。
- (2) 水分を含んだ畳等の廃棄物については、腐敗しやすく、発熱・発火し、火災に繋がる可能性があります。また、悪臭や害虫等の二次災害への注意が必要であり、保管方法、消臭・毒、監視体制等に配慮するとともに早期処理に努めます。
- (3) 水没した汲取便槽、浄化槽を清掃した際に発生するし尿や汚泥については、公衆衛生の確保のため、速やかに処理し、周辺の清掃・消毒を行います。
- (4) 洪水により流されてきた流木やビニール等が一時的に大量発生するため、速やかに処理するよう努めます。

第5節 生活ごみ・避難所ごみの処理

1 生活ごみ・避難所ごみ処理の基本方針

- (1) 発災後は、生活ごみ・避難所ごみの収集が困難となることが想定されるが、道路の開通や渋滞に関する情報の収集、平常時と違う場所への排出などに対応し、避難所をはじめとする町内の衛生状態の悪化を防ぐこととします。
- (2) 粗大ごみは、発災後の3ヶ月間は平常時の3倍以上の量の発生が想定されるため、住民による仮置場への直接搬入を検討します。
- (3) 生活ごみ・避難所ごみの収集は、平常時の委託体制の継続を基本とするが、収集効率の低下等により町内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請します。
- (4) ごみの分別は平常時と同様、可燃ごみは町指定袋、資源ごみは資源リサイクルセンター及び地区収集活動の排出を基本とするが、災害発生直後にごみの分別が困難となった場合は、被災地の状況に応じた収集について検討します。
- (5) 収集した生活ごみ・避難所ごみのうち可燃ごみは、平常時と同様に江南丹羽環境管理組合環境美化センター施設で処理し、資源ごみについては、同施設や各委託先の施設において処理します。同施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、他の市町や民間業者に処理を要請します。
- (6) 事業系一般廃棄物については、平常時と同様に許可業者による収集を原則とします。

2 処理施設

(1) 江南丹羽環境管理組合 環境美化センター

所在地	大口町河北一丁目131番地
-----	---------------

※令和7年度より新ごみ処理施設に移行 可燃ごみ処理能力196 t/日

ア【ごみ焼却処理施設】

処理能力	150 t = 75 t / 日 × 2 炉
形式	旋回流型流動床式

イ【粗大ごみ処理施設】

処理能力	30 t / 5H
形式	堅型スウィングハンマ式

(2) 大口町資源リサイクルセンター

所在地	大口町下小口六丁目184番地
-----	----------------

(3) 豊田有機資源保管所

所在地	大口町御供所一丁目10番地
保管面積	約204m ²

(4) ニツ屋有機資源保管所

所在地	大口町ニツ屋二丁目114番地
保管面積	約200m ²

3 ごみの発生量

生活に伴う廃棄物

廃棄物	内 容	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源ごみ
粗大ごみ等	家庭及び避難所から排出される生活ごみ	粗大ごみ
し尿	汲取り世帯及び仮設トイレから発生するし尿	し尿

ごみの排出量 (30年実績)

ごみ排出量		平成30年度実績 (t/年)	(g/人・日)
家庭系ごみ	可燃ごみ	3,323	377
	埋立ごみ	65	7
	中型ごみ	239	27
	粗大ごみ	31	4
	資源ごみ	1,797	204
	合計	5,455	619
事業系ごみ		2,385	
集団回収		1,246	

大口町ごみ処理基本計画(改訂版) (令和2年3月)

注) 端数処理を行っているため、合計が各項目の和に一致しない場合があります。

(1) 生活ごみ・避難所ごみの発生量推計方法

避難者数がピークとなる発災1週間後と、避難者数が減少し通常時のごみ処理体制に戻りつつある発災1ヶ月後を対象に、生活ごみ・避難所ごみの発生量を推計する。

【生活ごみ発生量】

$$(\text{総人口 (人)} - \text{避難所避難者数 (人)}) \times 1 \text{人} 1 \text{日あたりごみ排出量 (t/人・日)}$$

【避難所ごみ発生量】

$$\text{避難所避難者数 (人)} \times 1 \text{人} 1 \text{日あたりごみ排出量 (t/人・日)}$$

表3-7 生活ごみ・避難所ごみの発生量

	平常時	発災1週間後	発災1ヶ月後
生活ごみ	14.9 t/日	14.3 t/日	14.7 t/日
避難所ごみ	—	0.6 t/日	0.1 t/日
合計	14.9 t/日	14.9 t/日	14.8 t/日

大口町人口（計画収集人口）：24,149人（平成31年4月1日現在）

避難所避難者数（発災1週間後）：約937人（愛知県防災局・平成25年度）

避難所避難者数（発災1ヶ月後）：約174人（愛知県防災局・平成25年度）

1人1日あたりごみ排出量：615g/人・日（平成30年度大口町実績・粗大ごみは除く）

（注）端数処理を行っているため、合計の推移が一致しない場合があります。

(2) 粗大ごみの発生量推計方法^{※1}

粗大ごみの発生量については、発生直後～発災後1年後までを、3つの段階に区分し、各段階の粗大ごみ発生量を推計する。

【粗大ごみ発生量】

$$\text{平常時の粗大ごみ発生量 (t/年)} \div 12 \text{ヶ月} \times \text{増加率 (\%)} \times \text{期間 (ヶ月)}$$

【粗大ごみ発生量の増加率】

期間	発災直後～3ヶ月後	3ヶ月後～半年	半年～1年後
増加率	334%	155%	118%

表3-8 粗大ごみの発生量

	平常時 (t/1ヶ月)	発災～3ヶ月 (t/3ヶ月)	3ヶ月後～半年 (t/3ヶ月)	半年後から1年後 (t/6ヶ月)
粗大ごみ	2.58	25.9	12.0	18.3

粗大ごみ発生量：31t/年（平成30年度大口町実績）

※¹資料：平成27年度尾張地域災害廃棄物対策担当会議資料（愛知県環境部）

4 生活ごみ・避難所ごみの収集・運搬体制

- (1) 発災時は速やかに町及び収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立します。
- (2) 発災時に避難所から排出される避難所ごみは、平常時のごみ収集ルートに避難所を組み込んで収集するものとします。
なお、道路上に排出される粗大ごみについては、仮置場に運搬するよう依頼し、原則として収集しないこととします。
- (3) 収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者への委託区域の見直し等の対応策について検討するものとします。
- (4) 腐敗等により衛生環境を悪化させる恐れのあるため、可燃ごみの収集運搬は、必要に応じて期限を設定したうえで、平常時の収集日以外にも排出を可能とするなどの対応策を検討することとします。
- (5) 収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請することとします。
- (6) 収集方法等を変更する場合は、各情報媒体を活用し、十分な広報に努めることとします。

5 ごみ収集車の想定必要台数算出方法^{※1}

【ごみ収集車の想定必要台数】

ごみの発生量 (t) ÷ 平均積載量 (t/台) ÷ トリップ数

【生活ごみ・避難所ごみ】

発生量	「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生量を対象
平均積載量	県会議資料による、県内の市町村及び一般廃棄物収集運搬業車の保有する全対象車両（パッカー車）の平均積載量（2.6 t/台）
トリップ数	1日あたり3～5回、週6日稼働すると設定

【粗大ごみ】

発生量	「発災直後～3ヶ月後」及び「3ヶ月後～半年」、「半年～1年後」の発生量を対象
平均積載量	県会議資料による、県内の市町村及び一般廃棄物収集運搬業車の保有する全対象車両（パッカー車及び普通トラック）の平均積載量（2.8 t/台）
トリップ数	1日あたり3～5回、週6日稼働すると設定

表3-9 各ごみに係る想定必要台数

生活ごみ・避難所ごみ		粗大ごみ	合計	
発災～1週間後	発災～1ヶ月後	発災～3ヶ月後	1週間後	1ヶ月後
2～3台	2～3台	1台～2台	3～5台	3～5台

^{※1}資料：尾張地域災害廃棄物対策担当会議資料（平成27年度、愛知県環境部）を基に大口町作成

第6節 適正処理が困難な廃棄物処理の基本方針

- (1) 災害廃棄物に含まれる適正処理が困難な廃棄物は仮置場にて受入れ、資源化や指定業者への引き渡し等を行います。
- (2) 石綿含有廃棄物等については、十分な飛散防止対策を講じたものに限り受け入れることとします。
- (3) PCB、有害物質を含む廃棄物等については、原則として受入れを行わないこととします。ただし、所有者が判明していない廃棄物に限り、処理業者に委託し適正処理します。
- (4) 感染性廃棄物は、平常時同様に医療機関の回収を原則とするが、医療機関の回収ができず町内の衛生環境の悪化が懸念される場合は、一般家庭、避難所から排出されるものに限り受け入れ、隔離保管することを検討します。
- (5) 家電リサイクル法対象品目のうち、形状が大きく変形してリサイクルできないものは、その他家電とし、リサイクル可能なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行います。また、冷蔵庫の中身については、事前にすべて廃棄したうえで、受け入れることとします。
- (6) 被災した自動車等は自動車リサイクル法によりリサイクルする。所有者または自動車リサイクル法の引取事業者引き渡す。具体的な手順については、「大規模災害により被災した自動車の処理について」（事務連絡環境省H28年4月）及び「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」自治体担当者向け（公共財団法人自動車リサイクル促進センター）を参考にする。
- (7) 発災時には被災家屋から排出される処理困難物の増加が予想されるため、初期段階から適切な排出方法、処理方法等を広報します。
- (8) 産業廃棄物は、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとします。

1 処理困難物の処理先等

災害時に排出される可能性のある処理困難物の主な処理先等については、下記のとおり愛知県において例示されているため、発災時にはこれを参考とし、状況に応じて処理先を選定することとします。

表3-10 主な処理困難物の処理方法（愛知県例）

項目	主な処理先等	留意点
消火器	広域処理認定ルート：（一社）消火器工業会の特定窓口、指定引取場所	海中・泥中にあったものは、使用時に破裂の危険性あり
ガスボンベ	販売業者に回収依頼、LPガス協会等に連絡相談	爆発、ガス漏洩の危険性があるため、取扱に専門性が必要
燃料	処理業者の焼却施設	廃自動車、廃二輪車、ストーブ等に入っているものに注意が必要
薬品、廃農薬、殺虫剤	販売店・メーカーに回収依頼、処理業者の焼却施設・中和施設	事業所から流出・漏洩等がある場合は、事業者回収措置等を指導
注射器、注射針等 ※1	処理業者の熔融施設	手などを傷つけないよう、堅牢な容器に保管
石膏ボード	有害物質を含むものは、市町村又は処理業者の管理型処分場、製造工場に回収依頼 有害物質を含まないものは資源化	ヒ素、カドミウム、石綿を含むものあり、石綿含有廃棄物は埋立のみ
石綿含有廃棄物※2	市町村又は処理業者の最終処分場、熔融施設	成形板等は出来るだけ破碎しないように保管・運搬して埋立
廃石綿等	市町村又は処理業者の管理型処分場、熔融施設	原則仮置場に持ち込まない 耐水性の二重梱包、固化・薬剤処理後、埋立等
肥料	津波堆積物の改質助剤 市町村又処理業者の管理型処分場	消石灰等による悪臭対策が必要 埋立に当たっては、フレコンバックに梱包
飼料、食品廃棄物	市町村又は処理業者の焼却施設	腐敗による悪臭対策が必要
PCB廃棄物※3	高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業(株)、低濃度PCB廃棄物は無害化処理認定事業者又は都道府県知事等許可業者	高濃度PCB廃棄物は、各銘板で判別届出等で所有者が判明するものは、所有者で処理
廃自動車	自動車リサイクルルート：引取業者	所有者の特定、意思確認に努める 電気自動車等は漏電に注意する

出典：災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）

※¹ 注射器、注射針等（感染性廃棄物等）

医療機関での医療行為のほか、慢性病患者が自宅で自ら行う注射等によって発生する、人が感染し又は感染する恐れのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。

平常時同様に、排出者である医療機関等の責任において処理をするものとし、災害時に設置される救護所等で発生するものは、救護所に従事する医師と町が協議し、適切な処理方法を確保します。

※² 石綿含有廃棄物

昭和30年～40年代に建てられた鉄骨造建築物の耐火被覆材などとして使用された。石綿含有廃棄物を使用した建築廃材の収集運搬の際は、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月、環境省水・大気環境局大気環境課）、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて、石綿の飛散防止措置を講じることとします。

※³ PCB

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に使用されており、強い毒性があり、昭和47年頃まで生産され、昭和48年に法律により製造・輸入が禁止されたもの。

また、PCB廃棄物の運搬については、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等に準じて行うものとします。

2 損壊家屋等の解体・撤去の基本方針

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が実施しますが、損壊家屋のうち、全壊判定を受けたものは災害廃棄物処理補助事業の対象となり、自治体による損壊家屋の解体・撤去が行われています。この解体・撤去は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の規定に基づき実施するものであり、原則として発災後に環境省が策定する災害廃棄物処理事業費補助金の交付方針等により補助対象となる家屋等を対象とします。

- (1) 町が行う損壊家屋等の解体・撤去（以下「公費解体」という。）は速やかな復旧・復興を目的とするものであり、応急危険度判定、住宅の被害認定調査の結果を踏まえて道路管理者をはじめとする復旧・復興作業を実施する関係課等と協議し、優先順位を決定したうえで計画的な撤去を行います。
- (2) 公費解体は、建物所有者からの申請を原則とするが、解体・撤去に関する所有者の意思が確認できない建物のうち速やかな復旧・復興のために解体・撤去を要するものについては、土地家屋調査士等により建物の価値がないという判定が示されることを条件に、関係各課と解体に向けた協議を行います。
- (3) 家屋所有者が損壊家屋の自主撤去を行う際も国の補助対象となる場合があるため、所定の手続を行ったうえで公費解体に準じた解体作業を行うよう広報に努めます。
- (4) 解体にあたっては、建設リサイクル法及び町の仮置場の分別区分に従った分別を徹底するとともに、思い出の品等について丁寧に扱うよう指導することとします。

3 解体・撤去の手続

①所有者の意思確認ができない建物の解体・撤去

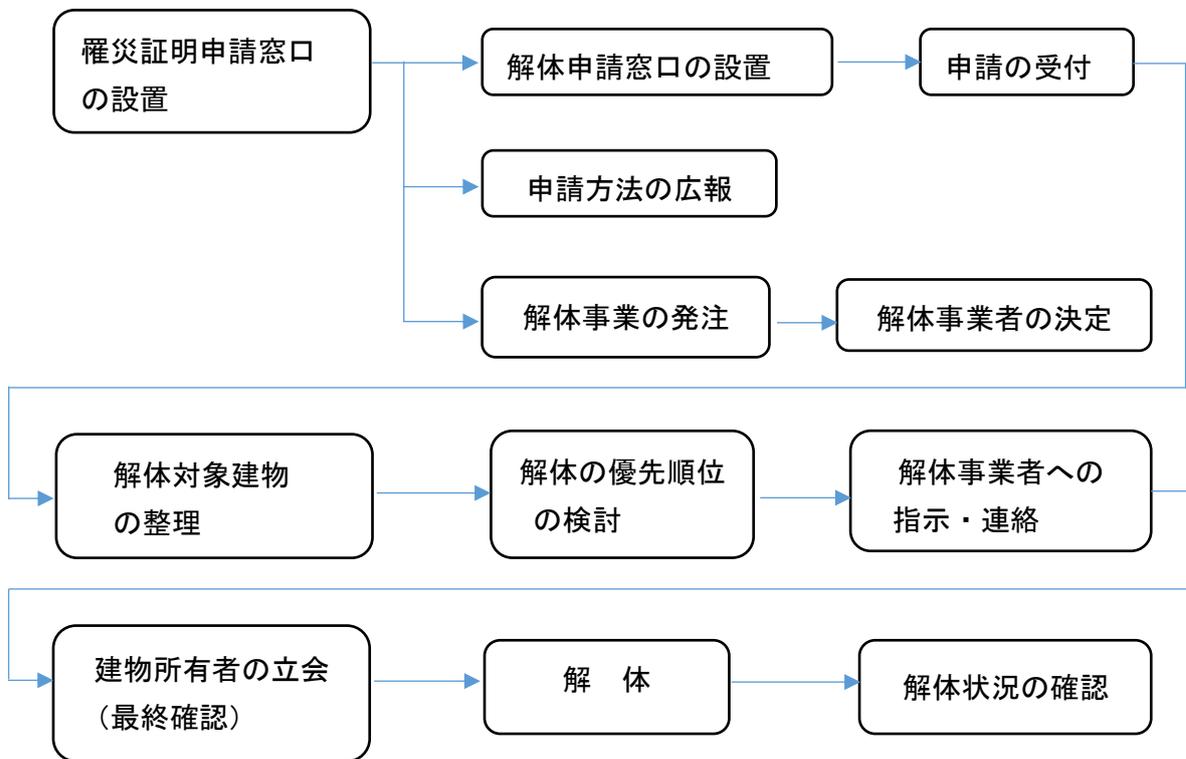
所有者の意思が確認できない場合の公費解体については、国の「家屋等撤去指針」で「倒壊してがれき状態になっているものについては所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない」と定められているものの、現状を写真等で記録しておくなど慎重に行う必要があります。

②手続の簡素化

罹災証明申請の際に解体の意思確認を併せて実施する、建物への意思確認サインの掲示を依頼するなど、所有者の解体手続の負担軽減と意思確認の効率化を図ることとします。

また、地区ごと、区画ごとの解体撤去の実施など解体作業の効率化を図ります。

③解体・撤去の手順例



出典：災害廃棄物処理計画（平成28年10月、愛知県）

図 3-4 解体・撤去の手順（例）

4 貴重品・思い出の品

倒壊家屋等の解体現場や災害廃棄物の撤去現場・仮置場等において、貴重品や思い出の品を発見した場合は以下のとおり扱います。

【貴重品】

対象	○財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等の有価物 ○金庫 ○猟銃
対応	所有者が不明な貴重品を発見した場合は、発見日、発見場所、発見者氏名を記録し、速やかに遺失物として警察へ届ける。

【思い出の品】

対象	○写真、アルバム ○手帳 ○トロフィー、賞状 ○位牌 ○上記以外にも所有者等の個人にとって価値があると認められるもの。
持ち主の確認方法	公共施設で保管・閲覧し、申告等により確認する。
回収方法	災害廃棄物の仮置場、撤去現場や損壊家屋等解体現場で発見した場合は、その都度回収する。 住民・ボランティアの持ち込みによるものも回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄後一定期間保管する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。

第7節 し尿処理の基本方針

- (1) 災害時には、公共下水道が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、愛北クリーンセンターの被災情報や避難者数を把握したうえで、し尿の発生量を推計し、道路の開通や渋滞に関する情報と併せて効率的な収集体制を整備します。
- (2) 平常時の委託による収集の継続を基本とするが、収集効率の低下等により町内の衛生状態の維持に支障が生じる恐れがある場合は、他の市町村や民間業者に応援を要請します。
- (3) 収集したし尿は、平常時同様に愛北クリーンセンターで処理することを原則とするが、施設の損壊や停電、断水等により平常時の処理が困難な場合は、愛知県を通じて他自治体へ処理要請を検討します。

1 し尿の発生量・収集

(1) し尿発生量の推計方法

避難者数がピークとなる発災1週間後と、避難者数が減少し通常時のし尿処理体制に戻りつつある発災1ヶ月後を対象に、し尿の発生量を推計します。

【し尿発生量】

汲み取り対象世帯での発生量＋避難所での発生量＋断水世帯での発生量

(2) し尿収集車（バキューム車）の想定必要台数の算出方法

【想定必要台数】

し尿発生量 (kL) ÷ 平均積載量 (kL/台) ÷ トリップ数

し尿発生量	愛知県会議資料による「発災1週間後」及び「発災1ヶ月後」の発生推計量
平均積載量	県会議資料による、県内の市町村及び一般廃棄物収集運搬業車の保有する全対象車両（バキューム車）の平均積載量（3.84kL）
トリップ数	1日あたり3～5回、週5日稼働すると設定

表3-11 大口町し尿発生量と想定必要台数^{※1}

断水世帯を含むし尿	発災1週間後	発災1ヶ月後
発生量	10kL/日	3kL/日
想定必要台数	1台	1台

^{※1}資料：平成27年度尾張地域災害廃棄物対策担当会議資料（愛知県環境部）

2 し尿の運搬体制・処理

(1) 運搬体制

- ①発災時は速やかに収集委託業者の車両、従業員等の被災状況を確認することで発災後の収集運搬能力を把握し、早期に収集体制を確立します。
- ②収集にあたっては、道路の不通や渋滞等により収集効率が大幅に低下することを考慮して、収集時間の延長や収集委託業者と対応策について検討します。
- ③避難所の簡易トイレや携帯トイレ等のポリ袋等を使用したし尿については、愛北クリーンセンターでは処理できないため可燃ごみとして焼却施設で処理します。
- ④収集体制の見直し等を実施しても十分な収集が困難な場合は、他の市町村や民間業者へ応援を要請します。

(2) し尿の処理

①愛北クリーンセンターの処理能力

名称、所在地

名称	愛北広域事務組合「愛北クリーンセンター」
所在地	岩倉市野寄町向山760番地

し尿処理施設

施設規模	280kL/日（し尿＋浄化槽汚泥）
形式	高負荷脱窒素処理方式＋一次処理水の下水投入
備考	江南市、岩倉市、犬山市、大口町、扶桑町で構成

②愛北クリーンセンター以外での処理

施設の破損等による稼働停止や処理能力を超える場合にあっては受入制限の実施や協定に基づき他自治体への処理要請をします。

第8節 環境対策

仮置場における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止するため、必要に応じて環境モニタリングを実施します。災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策例は、表3-12に示すとおりです。

表3-12 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策例

影響項目	環境影響	環境保全策
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿（アスベスト）含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿（アスベスト）分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿（アスベスト）の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> 搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消毒剤、消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：災害廃棄物対策指針「技術資料 1-14-7 環境対策、モニタリング」（平成30年3月、環境省）

大口町災害廃棄物処理計画

令和3年3月

大口町まちづくり部環境対策室

〒480-0144

丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

電話 (0587) 95-1613 (直通)

FAX (0587) 95-1641